

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009函第9号	
事故等名	モーターボートエア一定置網損傷	
発生年月日時刻	平成20年9月14日(日)18時43分ごろ	
発生場所	北海道小樽市塩谷港外防波堤西灯台から真方位052° 2,100m付近 (概位北緯43° 13' 36"、東経140° 56' 12")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月13日函館・地方事故調査官が船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・長さ 船舶番号 船舶所有者等	モーターボート エアー 11トン 235-25948 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	船体 ドライブシャフト損傷 定置網 身網部を損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せ、遊覧の目的で北海道積丹半島北方沿岸部を航行の後、帰港中、概位を知っていたさけ定置網を避けるため約10ノットの速力で航行していたところ、平成20年9月14日18時43分ごろ、定置網に乗り入れ、損傷を与えた。</p> <p>本船は絡網により航行不能となり、仲間の船に曳かれ、小樽港に入港した。</p> <p>当時、天候は晴れで、風力1の西風が吹き、視界は良好で、日没は17時49分であった。</p>	
事実を認定した理由	<p>気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし 本船は、概位が分っていた定置網を避ける際、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 船長は、事故発生場所付近の航行経験は何度もあり、定置網の概位を知っていた可能性があると考えられる。 レーダーを装備しておらず、障害物を補足する手段は肉眼による見張りのみであったものと考えられる。 定置網には、夜間蛍光塗料又は電燈等による標識が設置されていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、概位が分っていた定置網を避ける際、適切な見張りを行わなかったため、定置網に接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	